

4

令和5年第3回 多治見市議会定例会 議案説明資料

令和5年6月1日

目次

議第53号	多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を制定する について -----	1
議第54号	多治見市職員の給与に関する条例の一部を改正するについて -----	2
議第55号	多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて -	3
議第56号	多治見市税条例の一部を改正するについて -----	3
議第57号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて -----	4
議第58号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて -----	7
議第59号	令和5年度多治見市一般会計補正予算（第2号）	
1	令和5年度会計別補正予算表 -----	9
2	令和5年度一般会計予算（補正第2号）の主要内容 -----	10
3	令和5年度一般会計税等内訳一覧表 -----	11
4	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況 -----	12
5	財政判断指数の見込み -----	13
議第60号	令和5年度多治見市一般会計補正予算（第3号）	
議第61号	令和5年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第62号	令和5年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）	
1	令和5年度会計別補正予算表 -----	15
2	令和5年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容 -----	16
3	令和5年度一般会計税等内訳一覧表 -----	34
4	令和5年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容（継続費・債務負担行為） -----	35
5	特別会計の主な事業内容 -----	37
6	企業会計の主な事業内容 -----	37
7	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況 -----	38
8	財政判断指数の見込み -----	39
報第12号	令和4年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について -----	40
報第13号	令和4年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について ---	40
報第14号	令和4年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告につ いて -----	40
報第15号	令和4年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について -----	40
報第16号	令和4年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について -	40
報第17号	令和4年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について ---	40
議第63号	多治見市教育委員会委員の任命について -----	41
議第64号	多治見市公平委員会委員の選任について -----	41
議第65号	多治見市監査委員の選任について -----	41

議第66号	多治見市農業委員会委員の任命について-----	41
議第67号	公葬を行うについて-----	43

議第53号 多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を制定する について

1 制定趣旨

発達支援センター（「なかよし」・「ひまわり」）及びことばの教室の統合並びに移転を行い、新たに地域における中核的な役割を担う児童発達支援センター（愛称「わかば」）を整備するため、設置及び管理に関する条例を制定する。

2 主な内容

- (1) 心身の発達に支援を必要とする児童の健全な発達に関し、地域における中核的な役割を担う機関として、児童に必要な支援を提供するとともに、児童の家族、事業者その他の関係者に必要な援助を行い、もって児童の福祉の向上を図るため、多治見市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。また、センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターとする（第1条関係）。
- (2) センターの名称及び位置は、次のとおりとする（第2条関係）。
 - ア 名称 多治見市児童発達支援センター
 - イ 位置 多治見市脇之島町7丁目59番地の13
- (3) センターの管理は、指定管理者が行う（第3条関係）。
- (4) 指定管理者は、次の業務を行う（第4条関係）。
 - ア 児童発達支援に関すること。
 - イ 保育所等訪問支援に関すること。
 - ウ 障害児相談支援に関すること。
 - エ 保護者が障害児通所給付費等を支給する旨の市町村の決定（以下「通所給付決定」という。）を受けていない障害児等（（6）エの障害児等をいう。）及びその保護者に対する相談及び助言に関すること。
 - オ 指定障害児通所支援事業者に対する相談及び専門的助言に関すること。
 - カ センターの維持管理に関すること。
 - キ アからカまでのほか、センターの設置目的のために必要な事業を行うこと。
- (5) センターの開所時間及び休所日は、規則で定める（第5条関係）。
- (6) (4)アからエまでの事業の対象者は、次のとおりとする（第6条関係）。
 - ア 児童発達支援 障害児である乳児又は幼児であって、その保護者が本市から当該障害児について通所給付決定を受けているもの
 - イ 保育所等訪問支援 障害児である乳児又は幼児であって、その保護者が当該障害児について本市から通所給付決定を受けているもの
 - ウ 障害児相談支援 次に掲げる者（市内に住所を有する者に限る。）
 - (ア) 障害児支援利用援助 障害児の保護者
 - (イ) 継続障害児支援利用援助 通所給付決定に係る障害児の保護者（通所給付決定保護者）
 - エ (4)エの事業 障害児等であって、その保護者（市内に住所を有する者に限る。）が当該障害児等について通所給付決定を受けていないもの及び当該障害児等の保護者

※ 障害児等 障害児（発達障害児を含む。）又は障害児の疑いのある児童である乳児又は幼児

- (7) 児童発達支援又は保育所等訪問支援を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けるとともに、通所受給者証を提示し、市と契約しなければならない（第8条関係）。
- (8) 児童発達支援又は保育所等訪問支援を利用している障害児の保護者は、法の規定により算出した額（自己負担額）を負担するが、本市から通所給付決定を受けている保護者は、自己負担額の負担を要しないものとする（第9条関係）。
- (9) 市長は、事業の対象者に負担させることが適当と認められる費用について、その実費に相当する額を徴収することができる（第10条関係）。
- (10) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める（第14条関係）。

3 施行日 令和6年4月1日（条例の施行のために必要な準備行為については、公布日）

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 第7次総合計画、第9次行政改革大綱及び公共施設適正配置計画に基づき、老朽化が著しい発達支援センター（「なかよし」・「ひまわり」）について、近年のニーズを踏まえた質の高い療育を提供するため、統合及び移転をすることとした。
- 2 統合及び移転後の施設は、地域における療育の中核的な機能を有する法第43条に規定する児童発達支援センターとして整備することとした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 （仮称）多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

〔実施期間〕 令和5年2月21日から同年3月23日まで

〔寄せられた意見と市の回答〕 提出された意見なし。

議第54号 多治見市職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、次の改正を行う。

- (1) 職員に支給する手当の名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（現行：新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）に改めるほか所要の改正を行う（第2条、第18条の8及び第19条関係）。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う条ずれについて、引用箇所を改める（第18条の8関係）。

- 2 施行日 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行日

議第55号 多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられた。これに伴う人事院規則の改正（令和5年人事院規則9-129-6）による国家公務員の特殊勤務手当の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を廃止する（附則第3項及び附則第4項関係）。

2 施行日 公布の日

議第56号 多治見市税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

令和5年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正（令和5年法律第1号。令和5年4月1日施行分を除く。）等に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

（1） 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行による森林環境税の導入に伴い、次の改正を行う。

ア 確定申告書への記載により配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除をした場合における還付をすべき金額について、市が当該還付をすべき金額により納付し、又は納入するものに森林環境税を加える（第39条の2条関係）。

イ 森林環境税は、個人市民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて賦課徴収することとする（第43条関係）。

ウ 個人市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を加える（第46条関係）。

エ 特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る個人市民税の所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むこととする（第49条関係）。

オ 給与所得に係る個人市民税の特別徴収税額の変更の通知をし、過納又は誤納に係る税額を納税者に還付する場合において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額によりこれを納付し、又は納入することを市に委託したものとみなすこととする（第54条関係）。

カ 特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る個人市民税の所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むこととする（第54条の2関係）。

キ 特別徴収の方法により徴収されないこととなったことにより過納又は誤納に係る税額が生じた場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額によりこれを納付

し、又は納入することを市に委託したものとみなすこととする（第54の6条関係）。

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年に提出した申告書の記載事項と異動がないときは、当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする（第41条の3の2関係）。

(3) 軽自動車税の種別割の税率について、ミニカー区分（軽自動車等のうち一定の三輪以上の原動機付自転車）から三輪の特定小型原動機付自転車を除外する（第92条関係）。

※ 除外した結果、三輪の特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率は、年額2,000円（現行：3,700円）となる。

(4) 自動車製作者等の不正行為に起因して納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき軽自動車税の環境性能割及び種別割の額について、当該納付不足額に加算する金額の計算の際、当該納付不足額に乗ずる割合を100分の35（現行：100分の10）とする（附則第14条の2及び附則第15条の2関係）。

- 3 施行日 (3) 令和5年7月1日
(1)及び(4) 令和6年1月1日
(2) 令和7年1月1日

議第57号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）及び住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の制定に伴い、次の手続における住宅の簡易な方法による評価に係る手数料を追加する。

ア 低炭素法（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）をいう。）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定・変更認定申請

イ 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）をいう。以下同じ。）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定・変更認定申請

(2) 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定・変更認定申請及び性能表示認定の申請のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）の規模区分について、低炭素建築物及び長期優良住宅に関する計画認定・変更認定申請における手数料の規模区分と整合させるため、申請戸数が10を超えるものに係る手数料を追加する。

2 主な改正内容

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料について、簡易な方法による評価に係る手数料の額を追加する（別表52の6の項関係）。

()内は簡易な方法による評価の場合

住宅の種類			1件当たりの手数料 ※民間審査機関による適合証等添付なしの場合	
			改正前	改正後
一戸建ての住宅			36,000円	36,000円 (18,000円)
一戸建ての住宅以外の住宅 (共同住宅)	住戸部分	申請戸数が1のもの	36,000円	36,000円 (18,000円)
		申請戸数が1を超え5以下のもの	73,000円	73,000円 (34,000円)
		申請戸数が5を超え10以下のもの	103,000円	103,000円 (49,000円)
		申請戸数が10を超えるもの	145,000円	145,000円 (71,000円)

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料について、簡易な方法による評価に係る手数料の額を追加する(別表52の7の項関係)。

()内は簡易な方法による評価の場合

住宅の種類			1件当たりの手数料 ※民間審査機関による適合証等添付なしの場合	
			改正前	改正後
一戸建ての住宅			19,000円	19,000円 (10,000円)
一戸建ての住宅以外の住宅 (共同住宅)	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円	19,000円 (10,000円)
		申請戸数が1を超え5以下のもの	38,000円	38,000円 (18,000円)
		申請戸数が5を超え10以下のもの	54,000円	54,000円 (27,000円)
		申請戸数が10を超えるもの	76,000円	76,000円 (38,000円)

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料について、簡易な方法による評価に係る手数料の額及び申請戸数が10を超えるものに係る手数料の額を追加する（別表52の10の項関係）。

()内は簡易な方法による評価の場合

改正前					改正後				
住宅の種類			1 件当たりの手数料		住宅の種類			1 件当たりの手数料	
			適合証等あり	適合証等なし				適合証等あり	適合証等なし
一戸建ての住宅			5,000 円	36,000 円	一戸建ての住宅			5,000 円	36,000 円 (18,000 円)
一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000 円	36,000 円	一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000 円	36,000 円 (18,000 円)
		申請戸数が1を超え5以下のもの	10,000 円	73,000 円			申請戸数が1を超え5以下のもの	10,000 円	73,000 円 (34,000 円)
		申請戸数が5を超えるもの	17,000円	103,000円			申請戸数が5を超え10以下のもの	17,000 円	103,000 円 (49,000 円)
							申請戸数が10を超えるもの	29,000 円	145,000 円 (71,000 円)

- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料について、簡易な方法による評価に係る手数料の額及び申請戸数が10を超えるものに係る手数料の額を追加する（別表52の11の項関係）。

※ 新たに追加される建築物については、新築の認定申請手数料（別表52の10の項）を採用する。

()内は簡易な方法による評価の場合

改正前					改正後				
住宅の種類			1件当たりの手数料		住宅の種類			1件当たりの手数料	
			適合証等あり	適合証等なし				適合証等あり	適合証等なし
一戸建ての住宅			3,000 円	19,000 円	一戸建ての住宅			3,000 円	19,000 円 (10,000 円)

一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000 円	19,000 円	一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000 円	19,000 円 (10,000 円)
		申請戸数が1を超え5以下のもの	6,000 円	38,000 円			申請戸数が1を超え5以下のもの	6,000 円	38,000 円 (18,000 円)
		申請戸数が5を超えるもの	10,000円	54,000円			申請戸数が5を超え10以下のもの	10,000 円	54,000 円 (27,000 円)
							申請戸数が10を超えるもの	17,000 円	76,000 円 (38,000 円)

(5) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（性能表示認定）申請手数料について、申請戸数が10を超えるものに係る手数料の額を追加する（別表52の12の項関係）。

()内はモデル住宅法、フロア入力法、仕様基準による評価の場合

改正前					改正後				
住宅の種類			1 件当たりの手数料		住宅の種類			1 件当たりの手数料	
			適合証等あり	適合証等なし				適合証等あり	適合証等なし
一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）	住戸部分	申請戸数が5を超えるもの	17,000円	103,000 円 (49,000円)	一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅）	住戸部分	申請戸数が5を超え10以下のもの	17,000 円	103,000 円 (49,000 円)
							申請戸数が10を超えるもの	29,000 円	145,000 円 (71,000 円)

3 施行日 公布の日

議第58号 多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和5年総務省令第8号）

に伴い、急速充電設備に関する規定を改めるほか所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 急速充電設備に関し、次の改正を行う（第13条の2関係）。

ア 充電対象を電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）とし、全出力の上限を撤廃する。

イ コネクタを用いて充電する設備であることを明記するとともに、充電設備本体と充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの）で構成される分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも含むこととする。

ウ ア及びイのほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、所要の規定を整備する。

(2) 「喫煙所」と表示した標識等に関し、次の改正を行う（第25条関係）。

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項の規定により喫煙専用室標識を設ける場合には、「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいこととする。

イ 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。

3 施行日 公布の日（急速充電設備に関する規定は、令和5年10月1日）

議第59号 令和5年度多治見市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第59号	一般会計	補正第2号	40,299,553	9,982	40,309,535
予	算	総括集計	75,177,441	9,982	75,187,423

令和 5 年 度 一 般 会 計 予 算 (補 正 第 2 号) の 主 要 内 容

議 第 59 号

(単位: 千円)

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1	総務費	公葬関係費	多治見市名誉市民 加藤 孝造氏逝去に係る瑞浪市・可児市・公益社団法人美濃陶芸協会との公葬合同執行に伴う委託料等の増額 ※ 財源: 諸収入(瑞浪市・可児市からの公葬負担金)	8,982			5,400	3,582
2	総務費	名誉市民関係費	多治見市名誉市民 加藤 孝造氏逝去に係る弔慰金に伴う交際費の増額	1,000				1,000
合 計 (補正額総額)				9,982			5,400	4,582

令和5年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第2号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地	方 譲 与 税	自 動 車 重 量 譲 与 税
		地 方 揮 発 油 譲 与 税
3 利	子 割 交 付 金	
4 配	当 割 交 付 金	
5 株	式等譲渡所得割交付金	
6 法	人 事 業 税 交 付 金	
7 地	方 消 費 税 交 付 金	
8 ゴ	ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
9 環	境 性 能 割 交 付 金	
10 国	有提供施設等所在市町村助成交付金	
11 地	方 特 例 交 付 金	
12 地	方 交 付 税	普 通 交 付 税
		特 別 交 付 税
13 交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
20 繰	入 金	財 政 調 整 基 金 繰 入 金
		(う ち 可 処 分)
		(う ち 災 害 留 保 分)
21 繰	越 金	4,582
22 諸	収 入	市 預 金 利 子
23 市		債 臨 時 財 政 対 策 債
そ	の 他 一 般 財 源	
合 計		4,582

【参考】新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

新型コロナウイルス等対策分の財源													
	会計	補正	補正額 (総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	(うち、地方創生 臨時交付金)	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと応援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	—	14,748	感染症対策消耗品購入 小中学校修学旅行キャンセル料補助 等	766		766		1,333	11,883		
4月25日専決	一般	第1号	120,553	120,553	子育て世帯生活支援特別給付金	120,553							
6月補正	一般	第2号	9,982	0	—								
	合計		130,535	135,301		121,319		766		1,333	11,883		

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第2号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (補正第1号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (当初予算)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

- 議第60号 令和5年度多治見市一般会計補正予算（第3号）
議第61号 令和5年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号 令和5年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）

令和5年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会社計画名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第60号	一般会	補正第3号	40,309,535	2,306,686	42,616,221
議第61号	介護保険事業特別会	補正第1号	10,253,057	23,386	10,276,443
議第62号	病院事業会	補正第1号	1,373,157	18,350	1,391,507
予	算 総 括 集 計		75,187,423	2,348,422	77,535,845

令和5年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

議第60号		(単位:千円)					
番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源		
					国県支出金	地方債	その他 一般財源
1	議会費	議員福利厚生事業費	市議会議員のインフルエンザワクチン接種に係る助成に伴う負担金の増額	21			21
2	総務費	職員福利厚生事業費	職員のインフルエンザワクチン接種に係る助成に伴う負担金の増額	980			980
3	総務費	人事給与システム開発費	定年延長制度に係る人事給与システム改修に伴う委託料の増額	2,200			2,200
4	総務費	契約関係事務費	契約事務管理システムの導入・保守に伴う委託料の増額	4,476			4,476
5	総務費	都市情報収集関係費	市政アドバイザー制度に係る会議運営等に伴う需用費等の増額	1,406			1,406
6	総務費	会計管理事務費	指定金融機関交代によるOCR読取手数料の単価増に伴う委託料の増額 ※ 10月から(株)十六銀行に交代し、単価が11円から33円に増額	1,562			1,562
7	総務費	新本庁舎建設事業費	新本庁舎検討市民委員会のグループヒアリングに伴う報償費等の増額	213			213
8	総務費	企画関係調査研究費	① 政策形成能力醸成講演会に係る報償費の増額 100千円 ② 「くまのがっこう」を活用した子育て応援プロジェクトに係るイベントに伴う委託料等の増額 602千円	702			702

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
9	総務費	開発行為規制事務費	開発現場巡視に係る専用車両の新規購入に伴う備品購入費等の増額	2,031				2,031
10	総務費	文化振興助成事業費	コミュニティ助成事業に係る助成対象団体の増に伴う補助金の増額 ※ 財源：諸収入（自治総合センター助成金）	2,200			2,200	
11	総務費	庁内情報化設備整備費	庁内LAN用パソコン更新等に伴う備品購入費の増額	17,295				17,295
12	総務費	庁内情報化施策推進費	金融機関との口座振替データ送受信に係る使用料の増額 ※ 現在のISDN回線が令和5年12月に終了するため、代替手段へ移行する。	3,091				3,091
13	総務費	文化会館管理費	寄附採納によるホワイエに設置する大型テレビ購入に伴う備品購入費の増額	1,000			1,000	
14	総務費	地域公共交通対策関係費	エネルギー価格高騰の影響を受ける路線バス事業者に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 対象：市内完結4路線 ※ 財源：国庫補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	1,567	1,567			
15	総務費	自主運行バス事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける自主運行バス事業者に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 対象：ききょうバス4ルート ※ 財源：国庫補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	564	564			

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
16	総務費	地域内交通運行支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける地域内交通事業者に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 対象: 古虎溪よぶくるバス、小泉根本よぶくるバス、市之倉トライアングルバス ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	556	556				
17	総務費	賦課徴収事務費	市民税課税業務に係るRPA(事務作業自動化技術)の導入・保守に伴う委託料等の増額 ※ 財源: 県補助金1/2	2,404	1,202				1,202
18	総務費	戸籍住民基本台帳関係事務費	① 戸籍システムに係るよみがな対応改修等に伴う委託料の増額 4,565千円 ※ 財源: 国庫補助金 ② 広域・地区事務所送信用FAXに係る設定変更に伴う委託料の増額 231千円	4,796	4,565				231
19	民生費	高齢者福祉施設等価値高騰支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内高齢者福祉サービス事業所に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 居宅・訪問系 97事業所×100千円、通所系 51事業所×200千円、入所系 46事業所×200～500千円(定員による) ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	37,000	37,000				

●

● ①

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
20	民生費	身体障害者福祉一般事務費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内障害福祉サービス事業所に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 訪問系 14事業所×100千円、通所系 44事業所×200千円、入所系 22事業所×200～500千円(定員による)、補装具事業所 17事業所×100千円 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	17,800	17,800			
21	民生費	ふれあいセンター姫施設整備費	ふれあいセンター姫に係る空調設備更新工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:地方債(公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化)(充当率90%、交付税措置率30%))	12,350		11,100		1,250
22	民生費	介護保険システム等改修関係費繰出金	法改正による介護保険事業に係るシステム改修に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額	23,386				23,386
23	民生費	住民税非課税世帯支援給付金事業費	住民税非課税世帯に支給する給付金に伴う補助金の増額 ※ 一世帯につき30千円を支給(対象世帯見込数13,000世帯) ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) ※ 現在の交付限度額は、令和3年度支給世帯数の7割を基準に国から示されたもの。不足分は、所要額調査を踏まえ、12月以降に追加交付される見込み	390,000	203,616			186,384

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
24	民生費	住民税非課税世帯支援給 付金事務費	住民税非課税世帯支援給付金の支給事務に伴う役務費等の増額 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) ※ 現在の交付限度額は、令和3年度支給世帯数の7割を基準に国から示されたもの。不足分は、所要額調査を踏まえ、12月以降に追加交付される見込み	32,500	16,968			15,532
25	民生費	心身障害児通園事業費	発達支援センター2施設に係る感染症対策のための消耗品購入に伴う需用費の増額	200				200
26	民生費	地域子育て支援拠点事業費	① 地域子育て支援センター4施設に係る感染症対策のための消耗品購入に伴う需用費の増額 400千円 ② 入退室管理アプリ早期導入に伴う役務費の増額 70千円 ※ 財源:国庫補助金1/3、県補助金1/3	470	312			158
27	民生費	子どもの貧困対策推進費	子ども食堂運営等支援補助金に係る補助対象団体の増及び財源の変更に伴う補助金の増額 ※ 財源:国庫補助金9/10 +5,219千円、県補助金1/2 △ 450千円	4,899	4,769			130
28	民生費	障害児通所支援事業所等 物価高騰支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内障害児通所支援事業所に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 25事業所×200千円 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	5,000	5,000			

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				記
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
29	民生費	第2子以降出産給付金給付 事業費	出生数の増加及び子育て世帯の経済的負担軽減のための給付 事業に伴う補助金の増額 ※ 児童一人につき100千円を給付(対象児童見込数400人) ※ 財源:県補助金	40,000	40,000				
30	民生費	第2子以降出産給付金給付 事務費	第2子以降出産給付金の給付事務に伴う委託料等の増額 ※ 財源:県補助金	4,781	4,781				
31	民生費	高等学校就学準備等支援 給付金給付事業費	進学・就職等の準備費用に対する経済的負担軽減のための給 付事業に伴う補助金の増額 ※ 児童一人につき30千円を給付(対象児童見込数1,100人) ※ 財源:県補助金	33,000	33,000				
32	民生費	高等学校就学準備等支援 給付金給付事務費	高等学校就学準備等支援給付金の給付事務に伴う委託料等の 増額 ※ 財源:県補助金	5,239	5,239				

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
33	民生費	保育所管理費	① 公立保育園9園に係る感染症対策のための消耗品購入に伴う需用費の増額 4,500千円 ② 保育園レシビ集の作成に伴う需用費の増額 1,129千円 ③ 食材価格高騰に対する給食の質の維持に要する不足分(15円/1食)に係る需用費の増額 2,343千円 ※ 期間: 令和5年4月～9月 ※ 食数: 1,183人分 ④ 食材価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 434千円 ※ ③、④…財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	8,406	2,192		6,214	
34	民生費	私立保育所経営改善等助成費	① 私立保育園の送迎用バス安全装置設置に係る補助金の増額 525千円 ※ 市内2保育園(送迎用バス3台)に対して、バス1台につき175千円を上限に補助 ※ 財源: 県補助金 ② エネルギー価格高騰の影響を受ける市内私立保育所等に対する支援に伴う補助金の増額 1,900千円 ※ 小規模保育所 5園×100千円、保育所・認定こども園 7園×200千円 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	2,425	2,425			

● ②

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
35	民生費	民間保育所施設整備事業 助成費	民間保育所増改築に係る交付基準額見直しに伴う補助金の増額 ※ 財源:国庫補助金	7,128	4,700			2,428	
36	民生費	児童館管理運営費	児童館・児童センター13施設に係る感染症対策のための消耗品購入に伴う需用費の増額	1,300				1,300	
37	民生費	児童館施設整備費	3児童館(中央、旭ヶ丘、脇之島)に係る防犯カメラ設置工事に伴う工事請負費の増額	1,760				1,760	
38	民生費	児童遊園地施設整備費	児童遊園に係る遊具更新工事に伴う工事請負費の増額	1,500				1,500	
39	民生費	生活保護総務事務費	医療扶助のオンライン資格確認に係る光回線新設に伴う委託料等の増額 ※ 財源:国庫補助金	1,511	415			1,096	
40	衛生費	出産・子育て応援事業費	伴走型相談支援に係る保健師・助産師による妊婦面談の増に伴う報償費等の増額 ※ 財源:国庫補助金、県補助金	1,468	1,160			308	
41	衛生費	物価高騰対策事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内病院等に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 病院 80件×100～500千円(病床数による)、歯科医院 56件・薬局 65件×100千円 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	22,000	22,000				

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
42	衛生費	予防接種費	小児、高齢者のインフルエンザワクチン接種に伴う委託料等の増額	67,925				67,925
43	衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	令和5年度下半期における新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る委託料等の増額 ※ 財源:国庫負担金、国庫補助金	78,087	78,087			
44	衛生費	霊園施設整備費	霊園施設に係る補修工事等に伴う工事請負費の増額	2,200				2,200
45	衛生費	病院事業会計補助金	市民病院1階内視鏡室改修工事に係る工事費見込み増に伴う病院事業会計への補助金の増額	18,350				18,350
46	衛生費	可燃性廃棄物処理施設整備費	三の倉センターに係る廃乾電池置場屋根設置工事に伴う工事請負費の増額	1,670				1,670
47	農林水産業費	農業振興助成費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内認定農業者等に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	3,006	3,006			
48	農林水産業費	農用施設維持管理費	農業用水路(笠原町地内)に係る修繕工事に伴う工事請負費の増額	1,000				1,000
49	農林水産業費	保健保安林管理費	潮見公園に係る園路沿い雑木伐採等に伴う委託料の増額	3,150				3,150

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
50	農林水産業 費	保健保安林整備費	潮見公園に係る芝生広場トイレ更新工事に伴う工事請負費等の増額 ※ 財源：地方債（地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%））	45,067		39,100		5,967
51	農林水産業 費	緑地法面維持管理費	緑地台帳GIS化に伴う委託料の増額	3,108				3,108
52	農林水産業 費	森林整備促進事業費	官行造林（笠原町地内）の解除に係る国への補償金の増額	3,599				3,599
53	商工費	多治見市PRセンター管理 運営費	多治見駅観光案内所に係るデジタルサイネージ設置及び看板・表示リニューアルに伴う委託料の増額	1,320				1,320
54	商工費	中心市街地活性化事業費	多治見駅南口ペDESTリアンデッキ付近に設置するAI機能付き監視カメラに係る維持管理に伴う委託料の増額	198				198
55	商工費	消費地地場産業販路拡張 対策費	県とハンガリー・ヘレンド社の友好協定に基づく「ヘレンド博物館（ヘレンド村）での美濃焼展示会」事業に係る市長及び随行者（1人）のオープンニングセレモニー出席及び現地視察に伴う旅費等の増額 ※ 県知事、土岐市長及び瑞浪市長が出席予定	2,443				2,443

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
56	商工費	緊急経済対策関係費	① エネルギー価格高騰の影響を受ける市内陶磁器・同関連製品製造業者に対するエネルギー利用効率化に資する設備導入経費支援事業への補助金の増額 31,000千円 ② エネルギー価格高騰の影響を受ける市内陶磁器・同関連製品製造業者に対する高圧ガス(LP・ブタン)経費への補助金の増額 30,000千円 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	61,000	61,000			
57	商工費	美濃焼ミュージアム施設整備費	美濃焼ミュージアムに係るプレハブ倉庫建替えに伴う工事請負費等の増額	6,226				6,226
58	商工費	観光宣伝事業費	安土桃山陶磁の里に係る穴窯フェアに伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金1/2(デジタル田園都市国家構想交付金)	1,868	900			968
59	商工費	ロケツーリズム推進事業費	「やぐならマガカップも」に係るイベントに伴う委託料等の増額 ※ 財源:国庫補助金1/2(デジタル田園都市国家構想交付金)	5,237	2,600			2,637
60	商工費	産業文化センター施設整備費	産業文化センターに係る発電機補修工事に伴う工事請負費の増額	6,460				6,460
61	土木費	道路改良事業費(単独)	市内13ヵ所における舗装・側溝等改良工事に伴う工事請負費の増額	86,150				86,150

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
62	土木費	自歩道分離整備改良事業費	市道413300線(宝町6丁目地内)自歩道分離整備に係る測量設計に伴う委託料の増額	5,600				5,600	
63	土木費	河川維持費	団子川護岸整備工事他4件の河川修繕工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(緊急浚渫推進事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	31,000		10,000		21,000	
64	土木費	河川改良事業費	西ヶ洞川護岸整備工事に伴う工事請負費の増額	17,000				17,000	
65	土木費	浸水対策事業費	市内2か所(太平町、笠原町地内)における浸水対策工事に伴う工事請負費の増額	50,000				50,000	
66	土木費	調整池整備事業費	調整池(滝呂町地内)における伐木等整備工事に伴う工事請負費の増額	4,000				4,000	
67	土木費	緑化推進費	公共用地に係る植栽及び補植工事に伴う工事請負費等の増額 ※ 財源: 地方債(地域活性化事業債(充当率90%、交付税措置率30%))、環境施策推進基金繰入金	19,400		14,700	1,200	3,500	
68	土木費	駅南市街地再整備事業費	多治見駅南口ペデストリアンデッキ付近へのAI機能付き監視カメラ設置に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 国庫補助金1/2	1,980	990			990	

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
69	土木費	老朽空き家等対策関係費	危険空き家に係る行政代執行に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金	8,236	2,420			5,816
70	土木費	公園施設整備費	旭ヶ丘公園及び花・水・樹ふれあいパークに係る健康遊具整備 工事並びに喜多緑地研修棟空調機新設工事に伴う工事請負費 の増額	7,174				7,174
71	土木費	自動車購入費	公園管理用車両の更新に伴う備品購入費等の増額	1,838				1,838
72	土木費	住吉区画整理区域内公園 緑地整備事業費	住吉区画整理区域における緑地整備工事に伴う工事請負費の 増額 ※ 財源:地方債(地域活性化事業債(充当率90%、交付税措 置率30%))	3,500		3,100		400
73	消防費	消防施設整備費	南消防署仮眠室ベッド更新工事及び北消防署、南消防署並び に笠原消防署に係る防犯カメラ設置工事に伴う工事請負費の増 額	2,456				2,456
74	消防費	自動車購入費(単独)	軽運搬車両の更新に伴う備品購入費等の増額	3,909				3,909
75	消防費	高規格救急車購入費	北消防署配属の高規格救急車更新に伴う備品購入費等の増額 ※ 財源:地方債(緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付 税措置率70%))	38,159		33,600		4,559

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
76	消防費	消防水利施設改良費	① 防火水槽に係る調査・耐震診断に伴う委託料の増額 15,840千円 ② 防火水槽2槽(本町5、新町1)に係る耐震補強工事に伴う工 事請負費等の増額 9,925千円 ※ 財源: 地方債(防災対策事業債(充当率75%、交付税措置 率30%))	25,765		19,300		6,465
77	消防費	北消防署移転整備事業費	現北消防署に係る敷地境界確定に伴う委託料の増額	3,474				3,474
78	消防費	市之倉分団車庫併設詰所 移転整備事業費	市之倉分団車庫併設詰所の移転整備に係る実施設計に伴う委 託料の増額 ※ 財源: 地方債(緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付 税措置率70%))	2,565		2,500		65
79	消防費	防災情報関係費	防災行政無線に係る電源装置・バッテリー交換等に伴う需用費の 増額	4,776				4,776
80	消防費	災害対策用資機材等関係 費	防災倉庫に係る移動式炊飯器用ガス調整器及びホース交換等 に伴う需用費等の増額	6,510				6,510
81	消防費	防災倉庫整備事業費	防災倉庫2件(笠原町上原区、平園区)に係る資機材購入及び 更新工事に伴う工事請負費等の増額 ※ 財源: 県補助金、地方債(防災対策事業債(充当率75%、交 付税措置率30%))	15,191	500	5,900		8,791

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
82	消防費	避難行動要支援者台帳システム関係費	避難行動要支援者名簿システムに係る住所マッピング運動機能改修に伴う委託料の増額	495				495	
83	教育費	キャリア教育実施事業費	市内全小中学校におけるオンラインキャリア教育に伴う委託料の増額	2,355				2,355	
84	教育費	小学校管理費	小学校に係る印刷機消耗品単価上昇に伴う需用費の増額 ※ 債務負担行為の追加、変更もあり	169				169	
85	教育費	小学校施設改良事業費	脇之島小学校校舎棟(北舎)屋根防水工事他7件の大規模修繕工事等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(学校教育施設等整備事業債(充当率75%、交付税措置率50%))	52,556		23,800		28,756	
86	教育費	笠原小中一貫教育校建設事業費	① 笠原幼稚園移転後の敷地整備に係る設計に伴う委託料の増額 6,193千円 ※ 継続費の変更もあり ② 笠原小学校に係る外壁アスベスト除去工事に伴う工事請負費の増額 62,011千円	68,204				68,204	
87	教育費	中学校管理費	中学校に係る印刷機消耗品単価上昇に伴う需用費の増額 ※ 債務負担行為の追加、変更もあり	104				104	
88	教育費	作業用自動車購入費(中学校)	南ヶ丘中学校に係る軽トラック更新に伴う備品購入費等の増額	1,408				1,408	

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
89	教育費	中学校施設改良事業費	南姫中プールサイド等補修工事他6件の大規模修繕工事等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源：地方債(学校教育施設等整備事業債(充当率75%、交付税措置率50%))	41,875		13,000		28,875
90	教育費	幼稚園管理費	公立幼稚園5園に係る感染症対策のための消耗品購入に伴う需用費の増額	2,500				2,500
91	教育費	私立幼稚園経営改善等助成費	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内私立幼稚園に対する支援に伴う補助金の増額 ※ 幼稚園 4園×200千円 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	800	800			
92	教育費	文化財保護普及啓発費	① 展示室クロス張替修繕等に伴う需用費等の増額 830千円 ② 養正小及び市之倉小に係る余裕教室を活用した文化財展示等に伴う備品購入費の増額 3,754千円	4,584				4,584
93	教育費	指定文化財保護費	① 北小木川に係る枯れ竹伐採に伴う委託料の増額 550千円 ② 市名勝「永保寺境内」五峰庵の保存修理事業に伴う補助金の増額 9,247千円	9,797				9,797
94	教育費	公民館施設整備費	4公民館(旭ヶ丘、小泉、南姫、脇之島)に係るコンデンサ更新工事等に伴う工事請負費の増額	4,017				4,017

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
95	教育費	学習館施設整備費	学習館に係る消火設備改修工事に伴う工事請負費の増額	3,034				3,034
96	教育費	文化財保護センター施設整備費	① 出土品収蔵倉庫2棟増設に伴う工事請負費等の増額 33,057千円 ② 展示室空調機更新等に伴う工事請負費の増額 1,851千円	34,908				34,908
97	教育費	体育施設管理費	市営球場に係るナイター設備支障木伐採に伴う委託料の増額	1,210				1,210
98	教育費	体育施設整備費	星ヶ台第1テニスコート照明LED化工事他6件の屋外体育施設改修工事に伴う工事請負費等の増額 ※ 財源：県補助金、：地方債（脱炭素化推進事業債（充当率90％、交付税措置率30％））、諸収入（スポーツ振興くじ助成金）	131,946	8,000	16,400	24,800	82,746
99	教育費	星ヶ台運動公園整備事業費	星ヶ台運動公園整備工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源：地方債（公共施設等適正管理推進事業債（集約化）（充当率90％、交付税措置率50％）） ※ 継続費の追加もあり	519,152		467,200		51,952
100	教育費	体育館施設整備費	総合体育館第3、第4競技場に係る照明LED化工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源：地方債（脱炭素化推進事業債（充当率90％、交付税措置率30％））	41,800		37,600		4,200

● ①

●

●

●

●

番 号	款	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源			内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
101	教育費	学校給食管理運営費	食材価格高騰に対する給食の質の維持に要する不足分(15円/1食)に係る幼稚園及び小・中学校給食会計への負担金の増額 ※ 期間: 令和5年4月～9月 ※ 食数: 8,692人分 ※ 給食費単価: 幼稚園250円、小学校280円、中学校320円 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	11,995	10,878			1,117
102	教育費	旧調理場施設関係費	旧大畑調理場及び旧食器洗浄センターの公売に係る不動産鑑定評価に伴う委託料の増額	1,008				1,008
103	教育費	昭和小学校近接校対応調理場管理運営費	笠原小中一貫教育校建設による令和6年度からの受配校組替えに伴う備品(厨房用器具)購入費の増額	11,166				11,166
104	教育費	食育センター管理運営費	① 学校給食配送業務に係る燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制導入に伴う委託料の増額 575千円 ② 笠原小中一貫教育校建設による令和6年度からの受配校組替えに伴う備品(厨房用器具)購入費の増額 9,244千円	9,819				9,819
合 計 (補正額総額)				2,306,686	579,012	697,300	29,200	1,001,174

※ 番号欄左の●は、令和5年度当初予算への計上を見送り、本補正予算に計上したものを示す。

令和5年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第3号)

内 容		(単位:千円)
1 市	税	金 額
2 地 方 譲 与 税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金		
4 配 当 割 交 付 金		
5 株式等譲渡所得割交付金		
6 法人事業税交付金		
7 地方消費税交付金		
8 ゴルフ場利用税交付金		
9 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地 方 特 例 交 付 金		
12 地 方 交 付 税	普通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰 入 金	財政調整基金繰入金	695,331
	(うち可処分)	(636,697)
	(うち災害留保分)	(58,634)
21 繰 越 金		305,843
22 諸 収 入	市 預 金 利 子	
23 市 債	臨時財政対策債	
そ の 他 一 般 財 源		
合 計		1,001,174

令和5年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

(継 続 費)		(単位:千円)							
項 目	番 号	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	財 源			内 訳
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
継 続 費 の 加 追	1	星ヶ台運動公園整備事業	1,303,378	5	519,152		467,200		51,952
				6	259,576		128,600	70,000	60,976
				7	524,650		472,100		52,550
				計	1,303,378		1,067,900	70,000	165,478

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の変更	1	補正前	152,000	3	22,800				22,800
				4	91,200				91,200
				5	38,000				38,000
				計	152,000				152,000
				3	22,800				22,800
		補正後	158,193	4	91,200				91,200
				5	44,193				44,193
				計	158,193				158,193

(債務負担行為)

(単位:千円)

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源				一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
債務負担行為の追加	1	小中学校印刷機消耗品購入 (令和4年度分の増額分)	令和5年度から 令和8年度まで	インク単価の増額分110円及びマスター単価の増額分275円に本数を乗じた額					限度額に同じ

項 目	番 号	事 項	期 間	限 度 額	財 源				内 訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
債務負担行為の変更	1	補正前	令和6年度から 令和9年度まで	インク単価2,970円及びびマスターの 単価6,435円に本数を乗じた額					限度額に同 じ
		補正後	令和6年度から 令和9年度まで	インク単価3,080円及びびマスターの 単価6,710円に本数を乗じた額					限度額に同 じ

特別会計の主な事業内容

議 第 61 号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額	財 源				訳
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計 (補 正 第 1 号)	1	介護保険システム等改修関係費	法改正による介護保険事業に係るシステム改修に伴う委託料の増額	23,386			23,386		
合 計				23,386			23,386		

企業会計の主な事業内容

議 第 62 号

(単位:千円)

会 計 名	番 号	事 業 名	事 業 内 容	補 正 額
病 院 事 業 会 計 (補 正 第 1 号)	1	その他医業費用	市民病院1階内視鏡室改修工事に係る工事費見込み増に伴う補助金の増額	18,350
合 計				18,350

【参考】新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

新型コロナウイルス等対策分の財源													
	会計	補正	補正額 (総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	(うち 地方創生 臨時交付金)	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと支援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	—	14,748	感染症対策消耗品購入 小中学校修学旅行キャンセル料補助 等	766		766		1,333	11,883		
4月25日専決	一般	第1号	120,553	120,553	子育て世帯生活支援特別給付金	120,553							
6月補正	一般	第2号	9,982	0	—								
6月補正	一般	第3号	2,306,686	675,452	住民税非課税世帯支援給付金 幼保小中給食費物価上昇分負担 福祉事業所・医療機関等支援 等	463,067	(384,847)	133			8,634		203,618
合計			2,437,221	810,753		584,386	(384,847)	899		1,333	20,517		203,618

↓

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付限度額

令和5年度 交付決定分	506,200
-------------	---------

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 (国:令和4年度予備費(本省繰越))
うち低所得世帯支援枠分220,584千円、推進事業メニュー分285,616千円

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第3号)	6.1	74.0	20.9	89.6	△ 960,000
財政判断指数 (補正第2号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (補正第1号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (当初予算)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

- 報第12号 令和4年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第13号 令和4年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第14号 令和4年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第15号 令和4年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報第16号 令和4年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第17号 令和4年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(議案のとおり)

議第63号 多治見市教育委員会委員の任命について

水野 雅樹（みずの まさき）委員が令和5年4月30日をもって退任したため、水野 豊（みずの ゆたか）氏を新たに多治見市教育委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：4人

職務：教育委員会の構成員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条各号に掲げられた職務権限の適正な行使を担う。

（多治見市教育委員の職務に関する要綱（平成22年教育委員会告示第31号）第2条）

議第64号 多治見市公平委員会委員の選任について

小倉 保二（おぐら やすじ）委員が令和5年7月29日に任期満了となるため、同氏を引き続き多治見市公平委員会委員に選任する。

【参考】

委員数：3人

所掌事務：（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項）

議第65号 多治見市監査委員の選任について

尾関 恵一（おぜき けいいち）委員が令和5年7月25日に任期満了となるため、同氏を引き続き多治見市監査委員に選任する。

【参考】

委員数：2人

監査等の目的：監査、検査及び審査を実施することにより、都市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資すること。

（都市監査基準）

議第66号 多治見市農業委員会委員の任命について

梶田 達行（かじた たつゆき）委員、玉木 芳幸（たまき よしゆき）委員、長江 あさみ（ながえ あさみ）委員、加納 洋一（かのう よういち）委員、市原 勝美（いちはら かつみ）委員、日比野 敏夫（ひびの としお）委員、山内 晃三（やまうち こうぞう）委員、河地 友次（かわち ともつぐ）委員、久野 孝好（くの たかよし）委員、若尾 茂（わかお しげる）委員、富田

良一（とみだ りょういち）委員、若尾 武彦（わかお たけひこ）委員、坂崎 寛治（さかざき かんじ）委員、鈴木 隆（すずき たかし）委員、伊藤 明石（いとう あかし）委員、右高 一朋（みぎたか かずとも）委員、東 一二美（あずま ひふみ）委員が令和5年7月19日に任期満了となるため、山内 晃三（やまうち こうぞう）氏、日比野 敏夫（ひびの としお）氏、加納 洋一（かのう よういち）氏、梶田 達行（かじた たつゆき）氏、市原 勝美（いちハラ かつみ）氏、玉木 芳幸（たまき よしゆき）氏、鈴木 隆（すずき たかし）氏、坂崎 寛治（さかざき かんじ）氏、右高 一朋（みぎたか かずとも）氏、若尾 武彦（わかお たけひこ）氏、富田 良一（とみだ りょういち）氏、若尾 茂（わかお しげる）氏及び東 一二美（あずま ひふみ）氏を引き続き、長江 弓子（ながえ ゆみこ）氏、江崎 勇（えさき いさむ）氏、水口 博文（みずぐち ひろふみ）氏及び伊藤 忠義（いとう ただよし）氏を新たに多治見市農業委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：17人

- 所掌事務：（１） 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項
- （２） 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- （３） 前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項
- （４） その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。）に関する事項に関する事務
- （５） その区域内の次に掲げる事項に関する事務
- ア 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
 - イ 農業一般に関する調査及び情報の提供
- （農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条）

議第67号 公葬を行うについて

令和5年4月17日に逝去された多治見市名誉市民 加藤 孝造氏の公葬を次のとおり行うこととする。

1 趣旨

多治見市名誉市民条例（昭和35年条例第10号）第5条の規定にのっとり、故加藤 孝造氏の生前の偉大なご功績とご遺徳を^{しの}偲び、哀悼の意を表するため、追悼式を行う。

2 名称

多治見市名誉市民 故加藤孝造氏追悼式

3 日時

令和5年7月31日（月） 午後2時から

4 場所

多治見市文化会館 大ホール

5 式典の性格

- （1） 宗教的儀式を伴わないものとする。
- （2） 参列者の心に残る式典とする。

6 参列者の範囲

広く市民の参列を得て行う。

7 経費

同じく名誉市民となっている瑞浪市及び可児市との共催となるため、共通経費を三等分して負担する。多治見市が全額負担し、精算後、瑞浪市及び可児市に負担金として請求する。

参列者からの御香典、御供花、御供物等は拝辞する。

8 案内状発送見込数

約3,000通